第二百十七条第二項及び第三項中「電子装備研究所」を「次世代装備研究所」に改める。

第二百十八条を削る。

第二百十九条の見出し中「及び先進技術推進センター」を削り、同条中「電子装備研究所」を「次世代装備研究所」に改め、「又は先進技術推進センターの所掌業務の一部を、先進技術推進センターに研究所」を削り、同条を第二百十八条とする。

第二百二十条を第二百十九条とし、第二百二十一条を第二百二十条とし、第二百二十二条を第二百二十一条とし、第三章中第二百二十三条を第二百二十二条とし、第二百二十四条を第二百二十三条とし、第二百二十五条を第二百二十四条とする。

附則第五項、第六項及び第十四項中「令和三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

（自衛隊法施行令の一部改正）

第二条　自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第五十一条の六中第三十五号を第三十六号とし、第二十六号から第三十四号までを一号ずつ繰り下げ、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六　技術連携推進官

（防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正）

第三条　防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「航空教育集団司令官」の下に「、情報本部長」を加える。

第六条の二十第二項の表三の項中「航空教育集団司令官」を「航空教育集団司令官　情報本部長」に改める。

第十七条の十四第一項中「八千百円」を「八千三百円を超えない範囲内で防衛大臣が定める額」に改める。

第十七条の十五第一項中「七千九百円」を「八千二百円」に改める。

第二十四条第五号中「六月一日に係るものにあつては百分の九十二・五を、十二月一日に係るものにあつては百分の九十七・五をそれぞれ」を「百分の九十五を」に改める。

別表第二に次のように加える。

防衛装備庁	防衛省組織令第百八十一条第十号に規定する事務に従事することを本務とする職員（防衛大臣の定める者に限る。）	一

別表第三情報本部の項を削り、同表防衛装備庁内部部局の項中「技術振興官」を「技術振興官　技術連携推進官」に改める。

別表第五感染症看護等手当の項の次に次のように加える。

救急救命処置手当	医師が乗り組んでいない艦船（診療室その他の医療が行われる設備を有するものを除く。）又は航空機において、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項に規定する救急救命処置を行う業務に従事する救急救命士	業務一日につき二千円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（教育訓練招集手当に関する経過措置）

2　令和二年四月二十六日以前に実施された予備自衛官補の採用のための試験に合格し、予備自衛官補に採用された者に対する教育訓練招集手当の日額については、第三条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第十七条の十五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

3　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の四の項第四号中「防衛装備庁電子装備研究所」を「防衛装備庁次世代装備研究所」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

文部科学大臣　萩生田光一
防衛大臣　岸　信夫
内閣総理大臣　菅　義偉

国土交通省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第八十二号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「二十二人」を「二十三人」に改める。

第二十一条第一項中「十九人」を「十八人」に改める。

第三十六条中「安心生活政策課」を「バリアフリー政策課」に改める。

第三十七条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六　国土交通省の所掌事務に関する交通に関する事故に係る救済に関する事務の総括に関すること。

第四十条（見出しを含む。）中「安心生活政策課」を「バリアフリー政策課」に改め、同条第一号イ中「必要な」の下に「これらの者の移動又は施設の利用に係るバリアフリー（これらの者の日常生活又は社会生活における移動上又は施設の利用上の支障を除去することをいう。）に資する施策の実施その他」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第四十三条第三号中「安心生活政策課」を「バリアフリー政策課」に改める。

第百六十四条第二項中「空港業務課　首都圏空港課」を「首都圏空港課　近畿圏・中部圏空港課」に改める。

第百六十六条第四号を次のように改める。

四　空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。

第百六十六条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五　空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。

六　前二号に掲げるもののほか、空港等の設置及び管理に関すること（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

第百七十一条を削り、第百七十二条を第百七十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（近畿圏・中部圏空港課の所掌事務）

第百七十二条　近畿圏・中部圏空港課は、近畿圏及び中部圏内の空港等の設置及び管理に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。